

# 直島町立直島中学校 いじめ防止基本方針

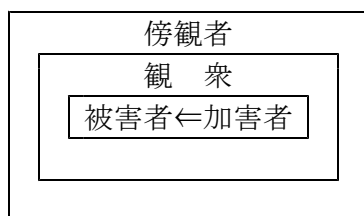
## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では、平成30年4月に改定された「直島町いじめ防止基本方針」を受け、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止等のためこの基本方針を定める。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの構造



観衆：いじめを嘲笑したり、はやしたてたりする者で、結果としていじめを助長している。

傍観者：いじめを見て見ぬふりをしている者で、いじめを止めようとする態度は示さない。結果として、暗黙のうちにいじめを支持していることになる。

いじめの解消には、加害者に対する指導だけではなく、観衆や傍観者といったいじめの周囲にいる集団に対する指導が非常に重要である。観衆や傍観者の多くは、いじめが悪いことだと知りながらも、関わることによって自分が被害者になることを恐れていると考えられる。特に、傍観者に対しては「いじめを黙認することはいじめに加担することである」ということを理解させ、傍観的な態度が許されないということを指導し、観衆や傍観者の正義感によって、いじめを許さない雰囲気のできた集団づくりに努めなければならない。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 学級経営等の工夫

- ① グループ内での生徒の人間関係の変化をふまえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について不断の見直しや工夫・改善を行う。
- ② 特に配慮が必要な生徒については、個の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ③ 学級活動や生徒会活動などの場を利用して、生徒がいじめ問題の解決にどう関わったらよいかを考えさせ、主体的に取り組む態度を育成する。

### (2) 各教科等における指導

- ① 学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識等を備えた豊かな人間性を育成する指導を徹底する。
- ② 道徳の時間を活用して、いじめに関わる問題を取り上げる等の指導を行う。
- ③ ボランティア活動、集団宿泊学習、職場体験学習等の体験活動を効果的に取り入れる。

### (3) 教職員の基本的な指導姿勢の徹底

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえるものであるという認識を持つ。

- ② いじめは、単なるけんかやふざけでなく、集団又は個人で特定の子どもの長期にわたっていじめるといった極めて陰湿なものであり、被害者の肉体的・心理的苦痛は想像を絶するものがあるという認識を持つ。
- ③ 「いじめられる側にもそれなりの原因がある」という意識では、いじめの解決は図れない。いじめられる側に立つことを基本とし、「いじめは卑劣な行為であり、社会で許されない行為は子どもでも許さない」との毅然とした態度で指導に臨む。
- ④ いじめは教師に見えない形で半ば公然と日常的に行われていることが多く、子どもの心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題である。加害者・被害者だけでなく、周囲の観衆や傍観者の人格形成に大きなゆがみを生じさせるので、この問題を放置して正常な教育活動はなされないという認識を持つ。

#### 4 いじめの早期発見

- (1) 生徒が安心して心が開けるよう、教職員が常に受容的な態度で生徒に接し、ふれあいの時間を多く持ち、一人ひとりの子どもの様子や変化、人間関係を把握するよう努める。このとき、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って接するよう努める。
- (2) 毎日の生活記録での確認や年間5回実施している「学校生活アンケート」及び教育相談、また、「hyper-QU検査」等の実施を通して生徒の悩みや学級内の人間関係等を把握し、指導・支援を行う。アンケート等で相談が必要な生徒・保護者については、教育相談担当教員が窓口となり適切な教職員をあて適宜実施する。
- (3) 毎週の職員朝礼において、生徒の現状や指導方針についての情報交換を行う。また、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催する。

#### 5 いじめに対する措置

- (1) 事実関係の把握・情報の収集（学級担任・関係学年団・養護教諭・教育相談担当等）  
いじめの情報が寄せられた場合、事実関係を正確に把握するとともに、両者の言い分を十分に聞き、そこに違いがある場合は、いじめられる側の心理的な苦痛を共感的に理解することを基本にする。

| 把握すべき情報例                  |              |
|---------------------------|--------------|
| ① 誰が誰をいじているのか？            | 【加害者と被害者の関係】 |
| ② いつ、どこで起こったのか？           | 【時間と場所の確認】   |
| ③ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ | 【内容】         |
| ④ いじめのきっかけは何か？            | 【背景と要因】      |
| ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか？     | 【期間】         |

※ 収集した情報については記録に残し、正しい情報を教職員で共有するとともに、組織的な対応につなげる。また、個人情報については、その取り扱いに十分注意する。

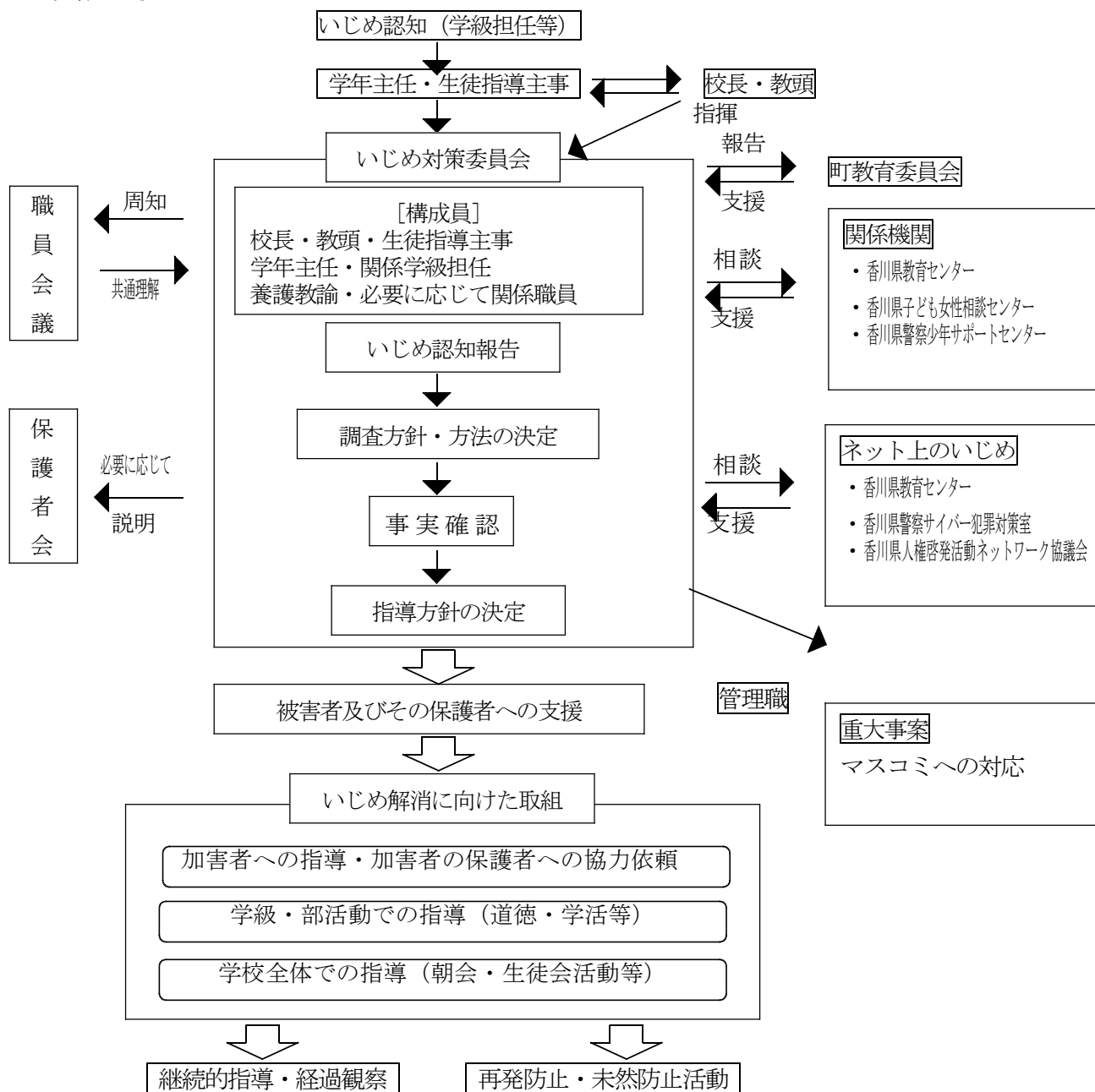
- (2) いじめられている生徒への対応（学級担任・関係学年団・スクールカウンセラー等）
  - ① 心のふれあいを通して信頼関係を基盤とした援助に努める。
  - ② 被害者の立場に立ち、苦しみを共感しながら励まし、心の支えとなるよう支援する。
- (3) いじめた生徒への対応（学級担任・関係学年団・生徒指導主事・教育相談担当等）
  - ① 子どもの感情面に目を向け、被害者の心身への苦痛（どれほど深刻な苦しみや痛み）を与えているか理解させ、自分のしたいじめの行為は人間関係のルールを破る行為であり、絶対に許すことのできない行為であることを分からせる。

- ② 行為の内容によっては、「社会で許されない行為は子どもでも許されない」との毅然とした態度で指導に臨むとともに、必要に応じて関係機関との連携・協力を得ながら指導にあたる。
  - ③ いじめの動機やいじめている時の気持ちをじっくり聞き、いじめは人間として絶対に許されない行為（人権を無視した行為）であることに自ら気付くように指導する。
  - ④ いじめている自分を厳しく見つめさせ、心の弱さを自ら乗り越えていくよう指導・助言する。
  - ⑤ 行為そのものをいたずらに厳しく叱責するのではなく、内面に働きかけるよう指導する。
  - ⑥ 担当者だけでは解決が困難な場合は、他の教師と連携・協力のもと粘り強く指導する。
- (4) 周囲の子ども（観衆・傍観者）への個別指導（学級担任・関係学年団等）
- ① 加害者・被害者を含め、集団の中で孤立する生徒がないよう、望ましい集団づくりに向け支援する。
  - ② 観衆や傍観者は、結果としていじめを肯定・助長し、いじめられる子どもにとって脅威となっていることを分らせる。
  - ③ いじめられた子どもの心の痛みや辛さを共感させ、子ども一人ひとりの持つ正義感を表出するよう励まし勇気づけることによって、学級や学校に正義が行き渡る指導をする。
  - ④ いじめを自分の問題として捉え、どのように関わっていけばよいかを真剣に考えさせる。
- (5) 保護者への対応（学級担任・学年主任等）
- 被害者の保護者に対して**
- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
  - ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
  - ③ 継続して家庭と連絡を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 加害者の保護者に対して**
- ① 非難するのではなく、正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
  - ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
  - ③ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- (6) 家庭・地域社会への働きかけ（校長・教頭・教務等）
- ① 「直島中学校いじめ防止基本方針」等、学校便りやホームページの掲載を通じて保護者や地域に可能な限り知らせるとともに、協力を得たいことについても率直に伝える。
  - ② 場合によっては、PTA役員会への報告や保護者会の開催を考慮し、いじめの状況について説明し、子どもの安全を保証することによって動揺を防止する。
  - ③ 発生したいじめの問題点を整理し、家庭における子どもへの適切な指導の在り方について、誠意を持って指導・助言する。特に被害者の心情に配慮し、いじめられる原因等について必要以上に触れて精神的な重圧感を与えないよう配慮する。
  - ④ いじめが深刻かつ重大な場合、速やかに町教育委員会に報告して指導助言を受けるとともに、必要に応じて関係機関と連絡を図りながらその事態に適切に対処する。

## 6 教職員の指導力向上

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、いじめ事案に対する対処方法について、モデルケースを用いた研修を行ったり、いじめを生まない学級集団づくりに関する事例研究を行ったりするなど、いじめに対する教職員のスキルアップを図る。

## 7 組織的対応



- (1) 教職員はいじめに係る情報を抱え込まず、管理職、生徒指導主事等に速やかに報告を行うこととする。
- (2) いじめ事案への対応後、被害者・加害者双方に積極的に声かけを行い、人間関係の改善に努める。少なくとも3か月は状況を見守り、再発防止を図る。

## 8 その他

この基本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて見直しを行う。

(平成28年7月1日改定)

(平成29年5月1日改定)

(平成30年4月1日改定)

(令和4年4月1日改定)